

規制改革会議が提言する『農業改革案』の問題点

平成 26 年 5 月

- ・ J A 群馬中央会
- ・ J A 前橋市

政府の規制改革会議が5月14日、「農業改革に関する意見」として農業改革案を公表しました。

その内容は、総合JAの解体、組合員への新たな利用制限の導入、全農の株式会社化、中央会制度の廃止など、農業者の所得向上というよりも企業のビジネスチャンスを拡大しようという意図が見え隠れするようなものでした。

では、規制改革会議が提言する農業改革案の問題点を主要項目ごとにご説明いたします。

➤ そもそも『規制改革会議』とは？

内閣府に設置された審議会です。経済社会の規制改革を進めるために話し合いを行い、総理大臣へ意見を述べるのが主要な役割です。今回この提言をまとめたのは、『規制改革会議』の中にある『農業ワーキング・グループ』です。JAに批判的な経済界出身者や学者が多く参加しており、当初から急進的な提言になる見方がありました。

1. 単協の専門化・健全化の推進について

提言の主な内容	JAが農産物販売に全力投球できるよう、信用・共済事業は農林中金、JA共済連の代理店方式にすべき。
何が問題なの？	①貯金等の資金調達でJA自ら実施できた農業者への施設投資(集荷場の建設など)や農業資金の貸出が困難になる可能性があります。 ②JAの行う事業は、組合員の意思で選択し実施するものです。特定の方法を強制することは、JAの自主性に反するものであり、政府が民間組織の自治にそこまで関与すべきではありません。

2. 組合員のあり方について

提言の主な内容	准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を越えてはならない。
何が問題なの？	①すでにJAの事業を利用している地域住民の暮らしがおびやかされ、地域の活性化に悪影響を与えます。 ②准組合員の利用が増えている中で、准組合員の利用を制限することは、地域の経済実態を無視した利用者に対する権利侵害行為です。

3. 理事会の見直しについて

提言の主な内容	理事の半分以上は、認定農業者及び地域内外を問わず民間経営経験があり実績を十分有する者とする。
何が問題なの？	①事業利用と無関係な外部者等の理事を多く登用することは、農業者の事業利用を重視した本来の事業展開を妨げる可能性があります。 ②そもそも、利用者の相互扶助組織である協同組合の自治を完全に無視しています。 ③JA経営に参画を求めるべきは地域農業やJAの担い手である「部会や青年部の代表者」です。認定農業者のみに偏るべきではありません。

4. 中央会制度の廃止について

提言の主な内容	JAが独自性を発揮できるよう、中央会制度は廃止すべきである。
何が問題なの？	①中央会の指導は、優良事例のヨコ展開や法令・税制面での相談やアドバイスが中心です。JAの事業が画一的になっている実態も、上意下達の指揮系統も存在しません。 ②仮に中央会が廃止されると、JAの健全性に支障をきたすだけでなく、結果として行政の関与が強まり、官から民への流れに逆らうこととなります。

5. 全農の株式会社化について

提言の主な内容	全農は、農業者の利益増進の観点から、国内だけでなく世界市場でも競争できるよう株式会社にするべきである。
何が問題なの？	①協同組合より株式会社の方が優れているという事実はありません。 ②全農が株式会社化されると、利益追求が最優先となり、利益が確保できない事業は継続することができなくなります。 例えば、生産資材の山間地への配送などが困難になりかねません。 ③逆にこのことが、協同組合の根源である結集力を削ぎ、農業者の利益増進に支障をきたします。 ④組織、事業変更は組合員の意思決定が基本です。民間の組織に対して政府が、そこまで関与・強制するべきものではありません。